

公益財団法人千里リサイクルプラザ資金運用規則

制 定 令和7年12月19日 規則1

(目的)

第1条 公益財団法人千里リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の資金の管理及び運用は、定款の定めに基づき、この「公益財団法人千里リサイクルプラザ資金運用規則」（以下「この規則」という。）によるものとする。

(対象資金)

第2条 この規則が適用される資金は、プラザが保有する次の各号に掲げる資産とする。

(1) 基本財産

(2) その他の資産

(運用の基本原則)

第3条 理事は、資金運用にあたって、注意深く責任をもって行い、定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(基本方針)

第4条 基本財産に係る資金は、安定的に運用益を確保しつつ、リスクを考慮した方法により運用しなければならない。

2 その他の資産に係る資金は、その資金の特性を勘案し、資金の積立目的、運用可能期間等について、適正な運用に努めるものとする。

(運用対象)

第5条 資産の運用の対象は、資産の区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本財産

- ア 円建て預貯金
- イ 元本保証特約付円建て金銭信託
- ウ 日本国債
- エ 地方債（日本国内の地方公共団体が発行するもの）
- オ 特別の法律により元本が保証される債券

(2) その他の資産

- ア 前号に規定する運用対象
- イ 社債

2 第1項第2号イに掲げる債券の範囲は、次に掲げる格付け機関のうち少なくとも1社が「A+」以上の格付けで、かつ、どの1社も「B B」以下の格付けとならないものとする。

- (1) 株式会社格付投資情報センター
- (2) 株式会社日本格付研究所
- (3) ムーディーズ・ジャパン株式会社
- (4) スタンダーズ&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社

(理事長の職務)

第6条 理事長は、プラザの資金の管理運用に関する業務を適正かつ確実に執行させるため、資金運用管理者を任命する。副理事長を置く場合は副理事長を、置かない場合は専務理事を資金運用管理者に任命する。

2 理事長は、資金運用管理者を監督し、必要に応じて報告を求め、適切な指示をしなければならない。

(資金運用委員会)

第7条 資金運用管理者は、資金運用業務を適切に執行するため、以下の者からなる資金運用委員会を設置する。

(1) 事務局長

(2) 参事

(3) 資金運用業務に従事する事務局職員

(4) 必要に応じて理事長が任命する専門的知見を有する者（外部有識者を含む場合がある）

2 資金運用委員会は、半年ごとに1回以上開催し、運用債券、運用金額、利率、運用利息、運用期間等について検討する。必要に応じて臨時に開催することができ、資金運用の見直しや提案を理事長に行う。

3 委員は、債券・金融市場の動向やリスクを把握し、運用対象の適正性やリスク管理に必要な情報を収集・分析し、理事長に報告する責務を負う。

4 資金運用委員会は、少なくとも各事業年度に1回、理事長に対して資金運用に関する状況を報告しなければならない。

(運用手続)

第8条 資金の具体的な運用対象及びその方法については、理事長がこれを決定するものとする。

2 債券の運用は、購入価格の透明性、公平性を確保する観点から、少なくとも2社の金融機関等から情報を聴取の上、資金運用委員会の意見を参考として理事長が決定するものとする。

(理事会等への報告)

第9条 理事長は、少なくとも各事業年度に1回又は必要に応じて隨時、理事会において、資金運用の状況を報告するとともに、運用方針についての意見を聞くものとする。

2 理事長は定時評議員会において、前事業年度の資金運用の経過及び結果を報告しなければならない。

(監事の職務)

第10条 監事は、資金運用委員会の業務状況について、定期的に又は理事会の要請に応じ又は監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速やかに理事会に報告するものとする。

(非常時の対応)

第11条 資金運用管理者は、第5条第2項の規定に基づき取得した債券の格付けが、当該格付け機関のうち、少なくとも1社において「B B B」未満の格付けとなった場合のほか、資金運用に関して重大な変動が生じた場合には、直ちに資金運用委員会を開催し対応策を協議の上、理事長に報告し、発行体のリスクを勘案した上で保有判断の検討等、適切な措置を講じなければならない。

2 理事長は、第1項の規定により措置を講じた場合には、その結果を速やかに理事会及び評議員会に報告するものとする。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、資金の管理及び運用に関し必要な具体的手続、運用基準そ

の他の事項は、理事長が別に細則として定めるものとする。

2 前項の細則は、この規則の範囲内で作成されるものとする。

附 則

この規則は、令和7年12月19日から施行する。